

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校と

ソフトバンク株式会社との情報関連教育に関する連携協定

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は次のとおり情報関連教育に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の実施する情報関連教育に乙が参画し、学生の学習意欲を高め、教育内容の充実化を図ることを目的とする。

（業務）

第2条 甲および乙は、上記の目的を達成するため、連携し互いに協力するものとする。

2 本協定における乙の業務は、次に定める項目に関する業務とする。

- (1) 甲の学生に対する教育への参画。
- (2) 参画する教育で用いる教材の作成。
- (3) 甲の学生の教育達成度の参考となる情報の提供。
- (4) その他、甲乙協議のうえ別途合意した業務。

3 本協定により乙が参画する授業の科目、授業内容、授業時間数、授業日程、実施方法、その他授業の実施に関わる事項は、授業実施前に甲乙協議のうえ決定するものとする。

4 授業に参画する人物は、授業内容と人物の専門性を考慮し、乙が選任し、甲が審査の上、特専教員に委嘱する。

（著作権）

第3条 授業を実施するために、乙が甲または甲の学生に、また甲が乙に提供する教材、資料等（以下「教材」という。）の著作権は提供元の甲または乙に帰属するものとし、双方の承諾なく教材の改変、公表、第三者への譲渡や貸与、翻訳等を行ってはならない。

2 乙が提供する教材の利用は、次の各号のすべての要件を満たす場合に限り、甲は教材を使用できるものとする。

- (1) その教材の利用を乙が承諾していること。
- (2) 函館高専内での学生教育を目的とした使用、または学生への配布や授業準備を目的とした複製、またはその他乙が承諾した目的での利用であること。
- (3) 提供された教材の使用が授業及び自学自習の範囲に限られることを、甲が教材を使用する学生に周知及び指導していること。
- (4) 教材の利用が本協定の有効期間内であること。ただし、本協定の終了後に別途協議して承諾を得た場合はこの限りではない。

（秘密保持）

第4条 甲および乙は、本協定に基づく連携を行ううえで、互いに知り得た情報を善良なる管理者として注意義務をもって慎重に保管および管理し、本協定の有効期間および期間終了後においても、第三者に開示し、漏えいしないものとする。

（個人情報の取り扱い）

第5条 甲および乙は、本協定において知り得た個人情報の取り扱いについて、法令等を遵守し、

適正に管理しなければならない。

2 甲および乙は、相手側から提供された個人情報について、相手側からの求めがあるときはいつでもその複製物の全部又は一部を返還し、又は記録媒体から消去しなければならない。

（損害賠償）

第6条 甲および乙は、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合に限り、相手方に対して当該損害の賠償を請求することができるものとする。

（本協定書の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 期間を延長する場合は有効期間満了日の1か月前までに、甲から乙に対して申出を行い、別途協議するものとする。

3 前項に規定する協定の有効期間中であっても、甲乙協議のうえ本協定の内容を変更することができるものとする。

（本協定の解除）

第8条 本協定の当事者の一方は、本協定期間中であっても、相手方が本協定の各条項に違反し、連携の継続が困難であると認められるときは、本協定を解除することができる。

2 天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、乙の業績悪化や事業撤退、担当者の退社や配置転換、その他の事由による協定の全又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が生じる場合には、乙は本協定を解除することができる。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し解決を図るものとする。

以上、本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年7月9日

（甲）北海道函館市戸倉町14-1

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校
校長

但野 茂

（乙）東京都港区海岸1-7-1

東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
ソフトバンク株式会社コーポレートIT本部
本部長

北澤 勝也